

平成23年3月24日

**平成23年東北地方太平洋沖地震の影響のため
統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが
困難と認められる市町村の指定について（第2次指定分）**

「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」第1条第1項の規定により、平成23年統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村の指定（第2次指定）については別紙のとおりですので公表します。

【説明】

今回の指定（第2次指定）については、第1次指定に係る県の中で平成23年東北地方太平洋沖地震の影響のため、避難者の受入対策や被災地への職員派遣などにより統一地方選挙の期日においては選挙の適正な執行が困難な状況にあると認められる市町村について指定することにより、当該市町村の議会の議員又は長の統一地方選挙の期日を延期するものです。

今後の指定については、引き続き、地震の影響のため統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村についてきめ細かく状況を把握しながら、判断することとしたいと考えています。

（連絡先）

自治行政局選挙部管理課
担当：野村理事官、小川
電話：（代表）03-5253-5111
（内線）5573
（直通）03-5253-5573
FAX：03-5253-5575

(別紙)

○平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項の規定により、平成23年統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村（第2次指定分）

岩手県	盛岡市 久慈市 二戸市 雫石町 洋野町 滝沢村
宮城県	白石市 村田町 川崎町 利府町 富谷町 色麻町 大衡村
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 白河市 須賀川市 国見町 川俣町 鏡石町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 柳津町 檜枝岐村 昭和村 西郷村

(参考) 第2次指定により、延期される選挙

岩手県 盛岡市 (議員)
久慈市 (議員)
二戸市 (議員)
雫石町 (議員)
洋野町 (議員)
滝沢村 (議員)

宮城県 白石市 (議員)
村田町 (長)
川崎町 (長)
利府町 (議員)
富谷町 (議員)
色麻町 (長)
大衡村 (議員)

福島県 福島市 (議員)
会津若松市 (長・議員)
郡山市 (議員)
白河市 (議員)
須賀川市 (議員)
国見町 (議員)
川俣町 (議員)
鏡石町 (議員)
磐梯町 (長・議員)
猪苗代町 (長)
会津坂下町 (長)
柳津町 (長)
檜枝岐村 (長・議員)
昭和村 (議員)
西郷村 (議員)

(参考)

○平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項の規定により、平成23年統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村（第1次指定分）

岩手県	陸前高田市 大槌町 山田町 田野畑村 普代村 野田村
宮城県	仙台市 塩竈市 多賀城市 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 女川町
福島県	相馬市 広野町 双葉町 新地町 川内村 葛尾村

(参考) 第1次指定により、延期される選挙

岩手県 岩手県知事選挙・岩手県議会議員選挙
陸前高田市（議員）
大槌町（長）
山田町（議員）
田野畑村（議員）
普代村（長・議員）
野田村（議員）

宮城県 宮城県議会議員選挙
仙台市（議員）
塩竈市（長・議員）
多賀城市（議員）
亘理町（議員）
山元町（議員）
松島町（長）
七ヶ浜町（長・議員）
女川町（議員）

福島県 福島県議会議員選挙
相馬市（議員）
広野町（議員）
双葉町（議員）
新地町（議員）
川内村（議員）
葛尾村（議員）